

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業【安心こども基金】（H23年度まで）

1. 事業概要

在宅で子育て等しながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。

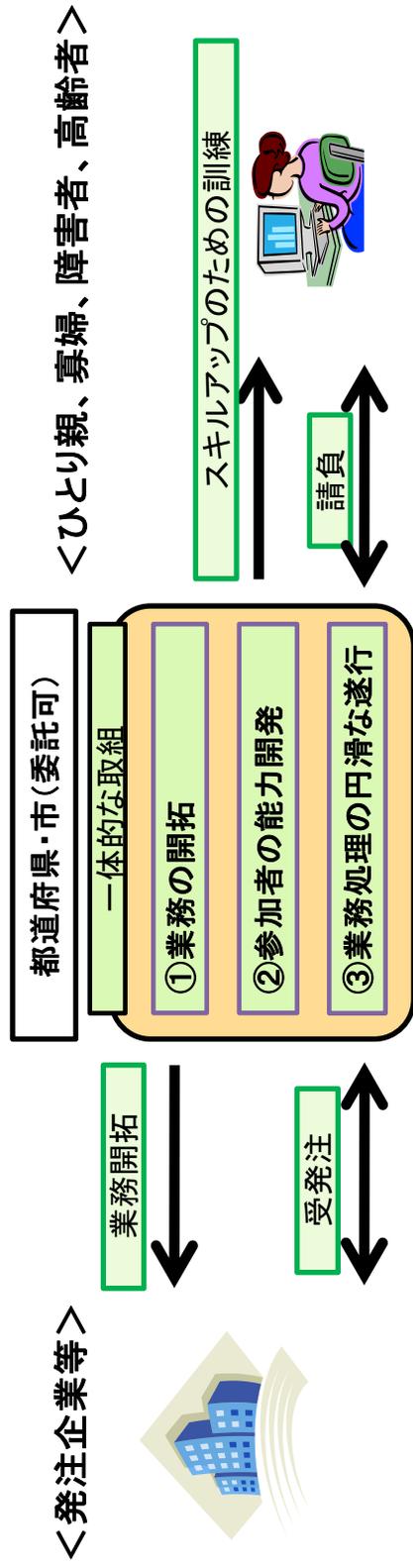
このため、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体（都道府県及び市）の事業に対して助成を行い、普及促進を図る。

なお、本事業の実施期限は平成23年度末であるが、23年度中に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成25年度末まで助成対象とする。

2. 実施状況

○国審査分事業（先行実施） 約 53億円
15都道府県市で実施中

○都道府県審査分事業（全国展開） 約197億円
13県5市で実施中・予算措置済み又は平成23年度当初予算において措置予定（平成23年1月現在）
平成23年度補正での予算措置による開始も可能であり、引き続き取り組みを推進



在宅就業の拡大を図る本事業の社会的意義

これからの社会のセーフティネット

○母子家庭の母については、就業経験が少なかったり、結婚・出産により就業を中断していたことなどにより、就職・再就職に困難を伴うことが多く、就業してもパートなどの不安定な雇用条件にあることが多い。特に最近の厳しい雇用情勢の中、能力開発をはじめとする就業支援の一層の拡充が求められている。

○家庭と仕事の両立を図りやすい働き方である「在宅就業」は、家事や子育ての負担を一人で負うことになる母子家庭の母にとっての良質な就業形態として、その確立が期待される。さらに、「在宅就業」は、高齢者や障害者にとっても、生活を向上させる大きな効果が見込まれる。

○「生活」と「働くこと」に一生懸命な人々を応援するセーフティネットとして、「在宅就業」の拡大は、普遍的な意義を有する。

活力ある社会への貢献

- 少子化が進行する中で、我が国の人的資源をフルに活用し、また、ひとりひとりの能力開発を進めることは、重要な課題である。
- 在宅就業者グループによる起業の例も多く、あるいは、業務の性格上ITの活用と密接な関係のある「在宅就業」は、経済への貢献という点でも、大きな可能性がある。
また、通勤の軽減による環境負荷の軽減など、期待は大きい。

地域づくり・地域再生への貢献

- 25 ○「在宅就業」は、「地域での生活」と「働くこと」の距離を縮める効果があり、地域住民ひとりひとりのつながりを深める。
- また、「在宅就業」は、就業者が家にこもることを意味しない。地域にワークステーションを設ければ、その周りには地域への新しい参加者が集うことになる。
- 「在宅就業」は、地域づくり・地域再生の観点からも、様々な可能性を有している。

「新しい公共」としての位置づけ

- 「在宅就業」は単なる営利事業ではなく、様々な社会的意義を有しており、「新しい公共」（人々の支え合いと活気のある社会をつくるために、国民、企業、NP0などと政府が協働する）としての位置づけも有している。

「ひとり親家庭の在宅就業」のイメージ ～基金期間中～

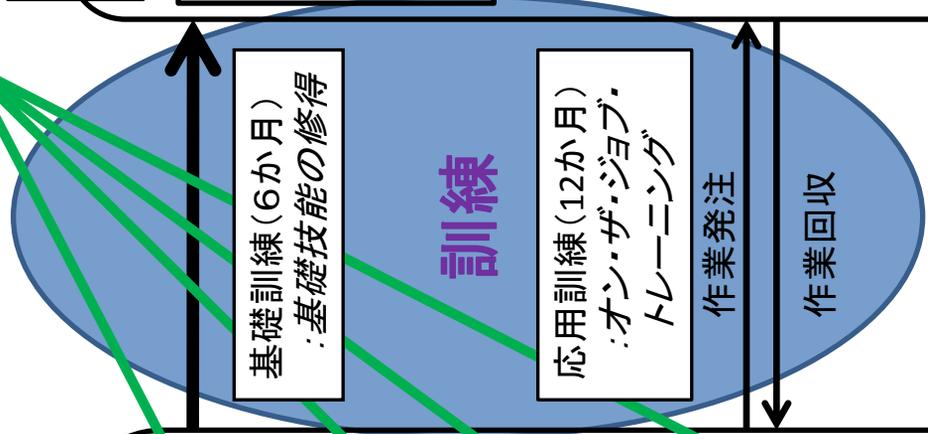
改善事項

○23年度中に開始された訓練関係経費については、訓練手当のみならず、その他の経費についても、25年度末まで助成対象に。

都道府県・市
委託
受託事業者
＝仲介事業者

在宅就業者
(母子家庭の母など)

訓練手当
23年度中に訓練を開始した場合は、25年度末まで助成対象



訓練自体の経費
:講師謝金、テキスト作成費、会場借上げ費など

業務開拓の経費

品質管理の経費
(
・作業者能力に応じた分配
・画像分割などセキュリティ対策
・納期限遵守、納品内容チェック

その他の経費

発注企業

業務開拓

業務発注
納品

労働関係施策について

「福祉から就労」支援事業（仮称）の創設

平成 23 年度予定額 2,810,464 千円

1. 趣旨

厳しい雇用情勢の下、住居や生活に困窮する離職者が発生している中、求職活動中の生活を保障する雇用保険制度の他、住居の確保を支援する住宅手当及び総合支援資金貸付、生活保護等がセーフティネットとして機能しているが、社会経済の活性化と持続可能な社会保障制度の確立のためには、雇用施策の担い手であるハローワークと福祉施策の担い手である地方自治体等が、綿密な連携を図り、これらセーフティネット対象者の就労による自立を支援し、いわゆるポジティブ・ウェルフェアを推進することが必要である。

このため、地域ごとに、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労自立支援を実施する。

2. 事業内容

生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当（総合支援資金貸付）受給者等を対象として、以下の支援を実施する。

(1) 「就労支援チーム」の設置

自治体等と安定所の担当者の双方から構成される「就労支援チーム」を設置し、特に綿密な支援が必要な支援対象者ごとの支援メニューの決定を行うことなどのチーム支援を行う。

(2) 「就職支援プラン」の策定

支援対象者に対し、個々人の状況を勘案して安定就職のための「就職支援プラン」を策定する。

(3) 「就職支援プラン」に基づいた「就労支援メニュー」の提供

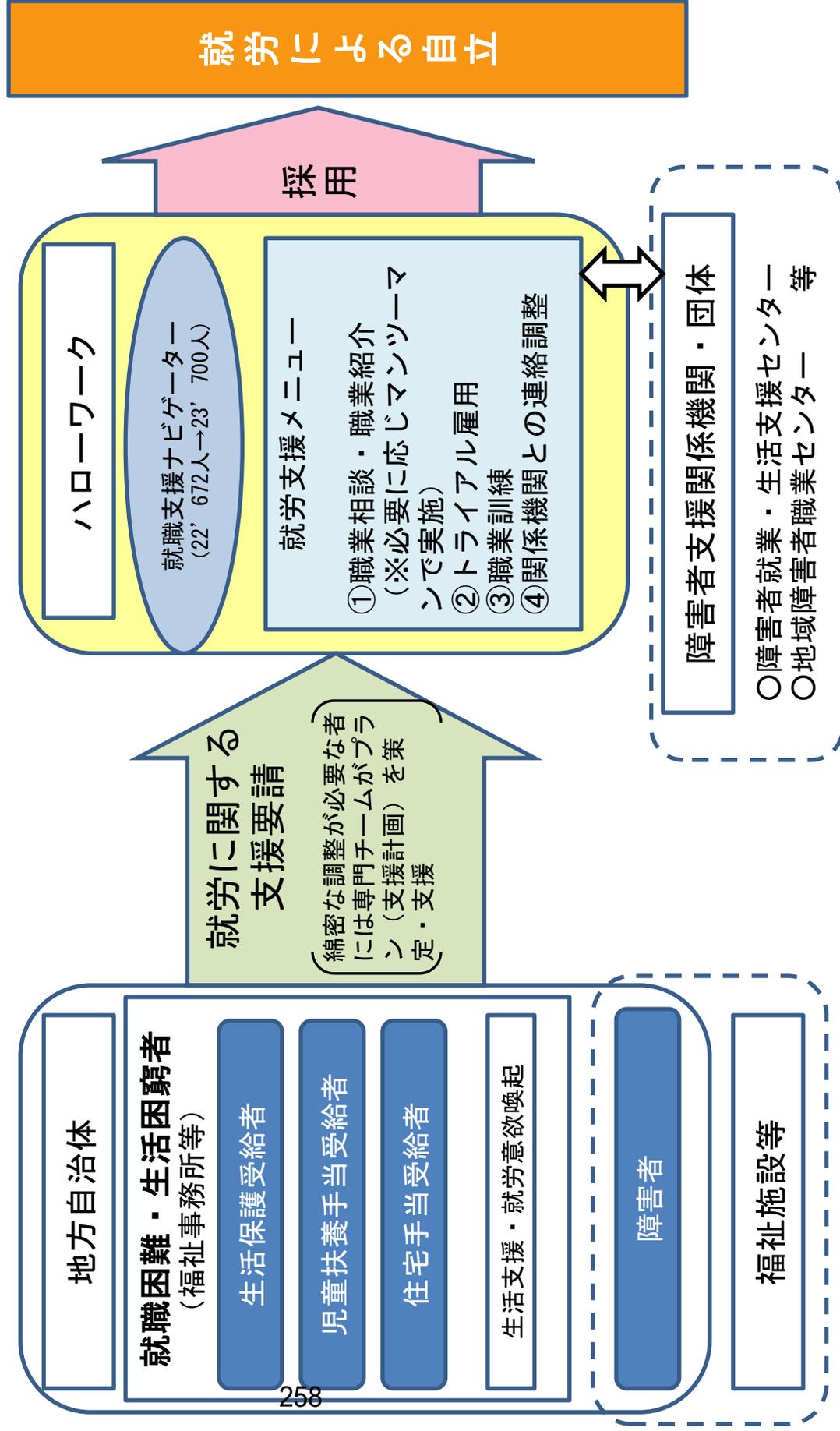
策定したプランの進捗管理を行い、時宜に即した職業相談・職業紹介やトライアル雇用（試行雇用）の活用、職業訓練の受講あっせん等各種事業による就職支援を行う。

(4) 「職業準備プログラム」の実施

チーム支援対象者のうち、就労意欲が不十分な対象者など、就職活動の準備が必要な対象者に対しては、「就労支援メニュー」の実施に先立ち、職場体験講習・職業準備セミナー・個別カウンセリング・グループワークから構成される「職業準備プログラム」を実施し、就職意欲の向上を図りながら、よりきめ細かな支援を行う。

「福祉から就労」支援事業(仮称)の概要

地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定(支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等)を締結。



マザーズハローワーク事業の概要

概要

マザーズハローワーク（平成18年度より設置）

- ・18年度より全国12箇所（札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州）に設置。
- ・子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン（平成19年度より設置）

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」（36県各1箇所ずつ）を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー（平成20年度より設置）

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」を設置（20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所の計115箇所）。

※23年度においては、更に全国に5箇所設置予定。

51

59* 23年度設置予定のマザーズコーナー5箇所を含め、168箇所を整備

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設定や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

託児サービスを付加した委託訓練の実施

平成23年度予定額 約2.0億円
対象人員 1,900人

民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。
【1ヶ月当たり66,000円を付加】

事業概要

【対象者】
原則として就学前の児童を扶養し、
訓練受講に当たって託児サービスが
必要な者



民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

標準3ヶ月

座学

就

職

国

委託費
10/10

都道府県

委託費
1人66,000円/月

託児サービスの提供

施設内託児施設

提携周辺託児施設

母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

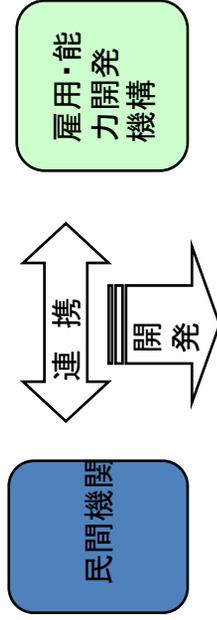
平成23年度予定額 51百万円
(対象人員 430人)

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同で開発した母子家庭の母等の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。

訓練の流れ

(1) モデルカリキュラム等の開発

平成21年度開発終了



① マニュアルの整備

- ・精神的なダメージを負っていることを踏まえた指導上の配慮・心理的配慮
- ・話しかけ方、接し方等に対する配慮

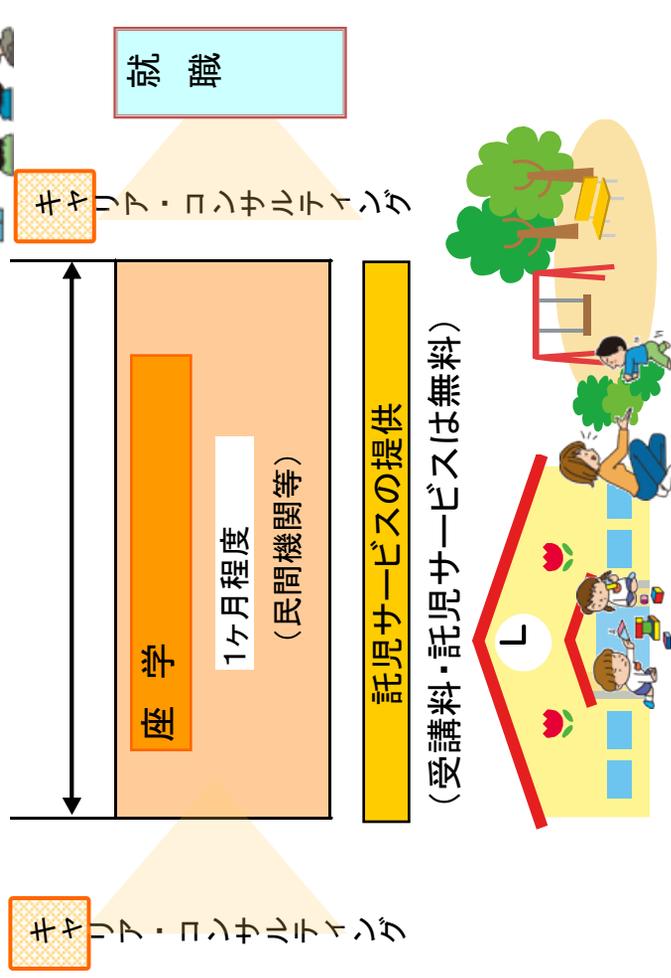
② モデルカリキュラムの開発

- ・訓練ニーズの把握

③ 適切な訓練の運用

- ・実施に先立って、委託先の担当者を集め研修を実施

(2) 職業訓練の実施



母子家庭の母等の職業的自立の促進

平成23年度予算額 約4.3億円

対象人員 2,210人

1 趣旨

就労経験のない又は就労経験が乏しい母子家庭の母及び生活保護受給者に対して、「準備講習付き職業訓練」を実施し、就職を促進する。

2 事業概要

(1) 対象者

原則として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であって「自立支援プログラム」に基づき、福祉事務所等を通じて公共職業安定所に支援の要請があった者で、本事業を受けることが適当と認められる者。

※2) 準備講習付き職業訓練

- ① 就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4～5日程度)
 - ② 実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3～6月程度)をセットにした「準備講習付き職業訓練」を実施。
- (3) 託児サービスを付加した訓練
託児サービスを提供することができる民間教育訓練機関等において実施

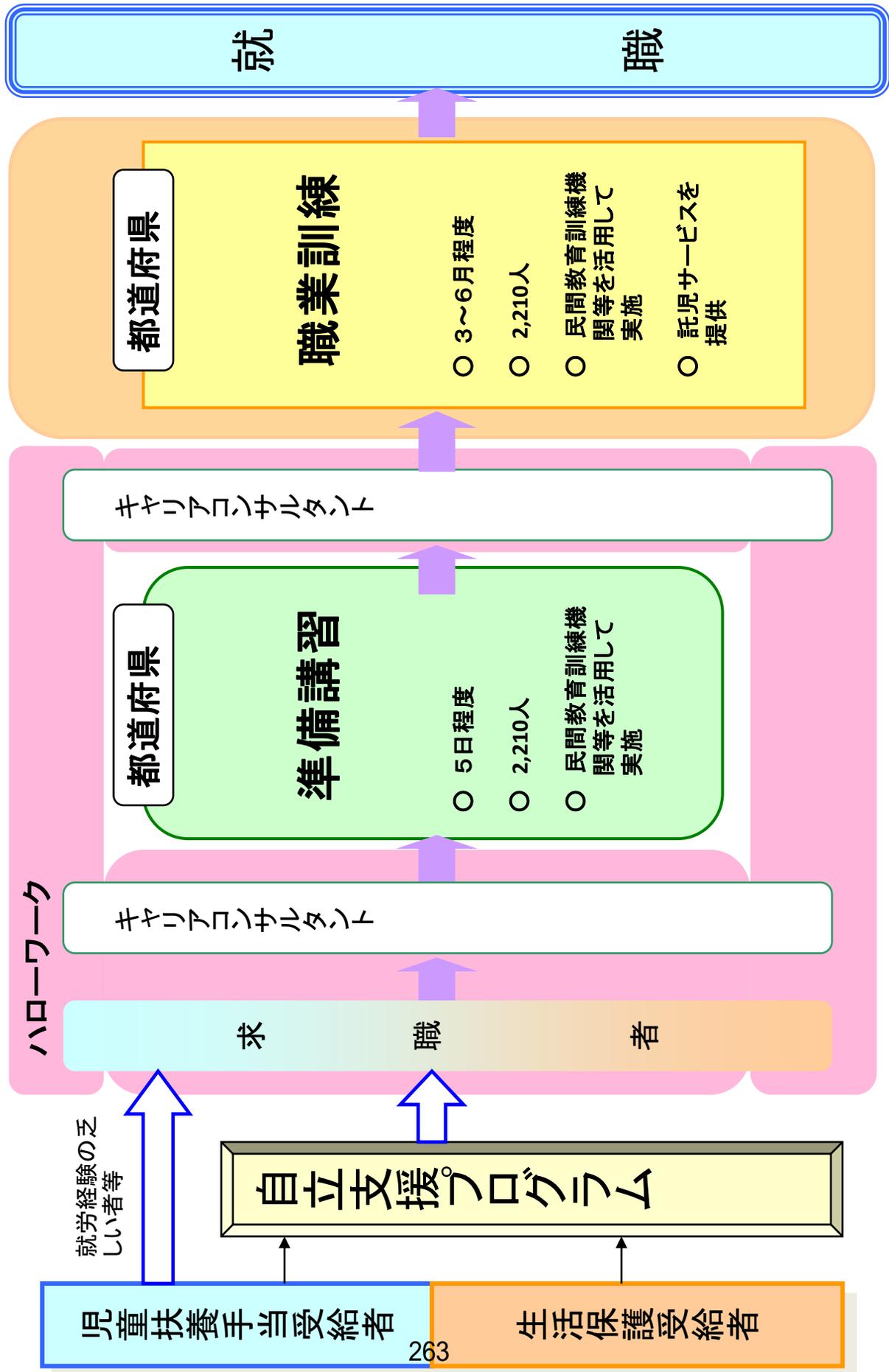
3 実施方法

国が都道府県に委託し、都道府県は民間教育訓練機関等を活用して実施。

4 実績

受講者数 1,622人、就職率 58.1% (平成21年度)

母子家庭の母等の職業訓練機会の拡大



「緊急人材育成支援事業」について

○ 雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。

事業活動の縮小²⁰²⁴等を余儀なくされた事業主

【離職者等

（雇止め等により離職した非正規労働者等）】

ハローワーク

（ニーズや状況に応じて求職者の送り出し）

緊急人材育成支援事業

無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付の実施

- ① 職業訓練の拡充
 - ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野（医療、介護・福祉等）における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
 - ・ 再就職に必須のITスキルを習得するための訓練
- ② 訓練期間中の生活給付
 - ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）
 - ・ 希望者には貸付を上乘せ（月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで）

● 事業開始：

21年7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

21年7月29日 職業訓練順次開始

● 実績：【訓練】受講者数

22年度： 208,006人

事業開始からの累計： 256,541人

【給付】受給資格認定件数

22年度： 143,962件

事業開始からの累計： 181,403件

（23年1月25日現在）

緊急人材育成・就職支援基金

23年度～

新たな制度として検討

均衡待遇・正社員化推進奨励金の概要

パートタイム労働者、有期契約労働者を雇用する事業主が、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換の推進のため、労働協約又は就業規則により、正社員と共通の処遇制度や正社員への転換制度等を導入した場合に奨励金を支給します。

① 正社員転換制度

I 制度導入（対象労働者1人目）

正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給。

1 事業主につき **40万円**（大企業：30万円）

II 転換促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。

労働者1人につき **20万円**（大企業：15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大企業：25万円）を支給

② 共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度（※）を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給。

1 事業主につき **60万円**（大企業：50万円）

（※）正社員と共通の制度で、職務又は職能に応じた3区分以上の評価・資格制度を設け、その格付け区分に応じた基本給、賞与等の賃金等の待遇が定められていることが必要です。

③ 共通教育訓練制度

正社員と共通の教育訓練制度（Off-JTに限る）を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給。

1 事業主につき **40万円**（大企業：30万円）

④ 短時間正社員制度

I 制度導入（対象労働者1人目）

短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給。

1 事業主につき **40万円**（大規模事業主：30万円）

II 定着促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。

労働者1人につき **20万円**（大規模事業主：15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大規模：25万円）を支給

* 中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主
大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

⑤ 健康診断制度

パートタイム労働者又は有期契約労働者に対する健康診断制度（※）法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給。

1 事業主につき **40万円**（大企業：30万円）

母子家庭の母の自立支援関係事業の実施状況等(平成21年度実績)

都道府県	市等									
	母子家庭及び子育て自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	
1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
7 福島県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8 茨城県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
9 栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

都道府県	自立支援給付金事業												
	母子家庭及びひとり親自立支援計画	母子家庭自立支援センター事業	母子家庭及びひとり親自立支援生活支援事業	母子自立支援プログラム等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	母子自立支援給付金事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進取組事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
東京都	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

都道府県	市等										
	母子家庭及び専業主婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	就業・自立支援センター事業	母子家庭等就業・自立支援センター事業
24 三重県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
25 滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
26 京都府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
27 大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
28 兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29 奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
30 和歌山県	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

母子寡婦福祉貸付金償還率（平成21年度）

① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	28.6	4.3	75.6
2 青森県	52.1	10.8	86.0
3 岩手県	63.0	15.7	88.9
4 宮城県	51.6	12.9	80.3
5 秋田県	58.6	10.6	87.9
6 山形県	47.0	11.6	84.3
7 福島県	52.8	18.8	80.8
8 茨城県	51.7	11.0	90.0
9 栃木県	39.4	9.3	72.1
10 群馬県	47.7	11.4	87.3
11 埼玉県	56.5	10.2	82.8
12 千葉県	47.4	12.0	72.1
13 東京都	25.6	8.3	64.7
14 神奈川県	25.0	5.4	72.4
15 新潟県	49.9	6.8	91.3
16 富山県	41.5	9.4	85.3
17 石川県	54.2	5.7	90.5
18 福井県	48.4	8.1	89.1
19 山梨県	37.9	8.1	81.0
20 長野県	55.2	7.9	88.6
21 岐阜県	64.2	13.9	89.8
22 静岡県	47.1	6.0	86.6
23 愛知県	62.7	10.1	90.8
24 三重県	33.2	6.2	80.3
25 滋賀県	67.8	7.2	91.4
26 京都府	50.7	8.3	88.9
27 大阪府	38.3	6.6	86.4
28 兵庫県	55.9	12.6	91.2
29 奈良県	38.0	8.5	79.7
30 和歌山県	70.9	9.9	96.1
31 鳥取県	56.7	17.6	90.4
32 島根県	43.8	7.7	83.5
33 岡山県	46.6	9.8	88.0
34 広島県	55.3	11.1	89.5
35 山口県	32.3	5.9	82.7
36 徳島県	39.7	5.2	85.6
37 香川県	62.2	16.6	89.7
38 愛媛県	45.8	3.1	84.6
39 高知県	63.7	7.4	92.4
40 福岡県	39.1	9.8	81.3
41 佐賀県	41.6	12.0	82.0
42 長崎県	40.2	13.0	76.2
43 熊本県	64.4	14.0	90.9
44 大分県	44.5	12.3	82.5
45 宮崎県	45.9	14.7	83.0
46 鹿児島県	43.3	12.9	85.7
47 沖縄県	33.4	10.8	77.1
都道府県計	37.6	8.4	79.1

【指定都市、中核市】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	26.7	7.5	67.8
49 仙台市	21.5	5.4	69.6
50 さいたま市	57.9	12.9	91.7
51 千葉市	47.2	5.7	83.2
52 横浜市	26.5	3.4	74.2
53 川崎市	23.6	3.5	70.6
54 新潟市	37.6	2.3	82.5
55 静岡市	45.7	4.6	83.8
56 浜松市	64.4	19.4	91.5
57 名古屋市	40.4	7.1	85.7
58 京都市	21.7	4.1	66.4
59 大阪市	25.5	8.5	61.9
60 堺市	36.5	9.2	76.8
61 神戸市	31.9	7.8	84.2
62 岡山市	34.0	5.6	76.0
63 広島市	46.0	7.8	85.0
64 北九州市	42.2	9.7	84.4
65 福岡市	17.8	2.2	70.4
指定都市計	29.1	5.0	76.2
66 旭川市	25.5	5.5	69.8
67 函館市	17.9	3.8	69.4
68 青森市	65.2	14.2	87.9
69 盛岡市	40.6	6.6	76.8
70 秋田市	52.1	6.1	83.0
71 郡山市	39.7	9.8	81.3
72 いわき市	47.3	94.5	79.2
73 宇都宮市	36.9	6.1	82.9
74 前橋市	45.5	9.6	82.4
75 川越市	79.9	13.4	95.5
76 船橋市	53.2	11.3	85.0
77 柏市	56.6	2.9	88.2
78 横須賀市	24.6	7.5	69.3
79 相模原市	27.8	4.2	70.0
80 富山市	49.3	8.9	94.4
81 金沢市	45.5	3.2	89.2
82 長野市	41.2	11.9	81.9
83 岐阜市	44.0	2.7	85.9
84 豊橋市	64.3	12.3	87.2
85 豊田市	47.4	12.8	82.6
86 岡崎市	57.6	5.7	90.7
87 大津市	77.9	30.8	93.4
88 高槻市	32.9	4.0	81.5
89 東大阪市	36.3	1.9	81.0
90 姫路市	47.5	7.1	90.5
91 西宮市	41.3	7.5	88.6
92 尼崎市	36.2	3.0	87.3
93 奈良市	34.1	10.3	70.9
94 和歌山市	48.5	7.8	86.0
95 倉敷市	49.8	12.4	81.2
96 福山市	39.4	10.0	83.7
97 下関市	39.2	7.3	81.4
98 高松市	36.9	7.8	84.2
99 松山市	45.7	12.2	76.5
100 高知市	52.4	11.8	91.9
101 久留米市	41.5	11.7	80.9
102 長崎市	48.9	17.3	79.0
103 熊本市	39.1	10.8	78.9
104 大分市	41.9	11.9	82.4
105 宮崎市	28.9	8.8	81.0
106 鹿児島市	17.3	3.3	67.0
中核市計	35.6	7.1	79.5
合計	34.8	7.6	77.7

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	41.4	4.3	84.7
2 青森県	40.7	10.3	92.5
3 岩手県	59.6	25.5	87.0
4 宮城県	49.9	11.4	81.8
5 秋田県	53.6	14.1	87.4
6 山形県	55.5	13.7	89.7
7 福島県	50.9	19.9	77.9
8 茨城県	46.7	9.2	92.3
9 栃木県	33.3	6.7	70.4
10 群馬県	44.3	6.2	97.5
11 埼玉県	61.1	15.4	81.2
12 千葉県	54.0	13.5	85.8
13 東京都	0.0	0.0	0.0
14 神奈川県	29.4	8.4	78.2
15 新潟県	33.7	2.8	88.3
富山県	29.7	5.2	76.8
17 石川県	39.8	4.4	78.8
18 福井県	41.7	11.9	95.5
19 山梨県	23.3	3.5	85.4
20 長野県	45.3	3.8	86.1
21 岐阜県	47.5	2.6	76.4
22 静岡県	33.3	5.7	79.7
23 愛知県	82.7	13.1	96.3
24 三重県	29.8	5.9	79.2
25 滋賀県	66.4	7.6	94.6
26 京都府	32.9	6.8	89.0
27 大阪府	49.8	6.4	92.3
28 兵庫県	38.5	11.2	92.6
29 奈良県	24.8	3.5	93.8
30 和歌山県	47.5	18.9	97.3
31 鳥取県	47.0	13.0	95.2
32 島根県	41.0	5.0	92.4
33 岡山県	20.5	2.7	83.3
34 広島県	35.2	4.9	87.0
35 山口県	24.2	3.2	90.4
36 徳島県	26.0	4.2	88.2
37 香川県	44.9	11.0	90.2
38 愛媛県	35.0	2.2	88.3
39 高知県	62.4	9.6	88.1
40 福岡県	45.5	10.5	92.4
41 佐賀県	38.8	7.4	85.2
42 長崎県	20.5	5.1	72.8
43 熊本県	73.5	2.4	97.0
44 大分県	28.4	18.7	70.3
45 宮崎県	48.7	10.7	89.6
46 鹿児島県	35.7	9.6	91.4
47 沖縄県	39.8	11.9	84.1
都道府県計	39.7	7.5	86.6

【指定都市、中核市】

区分	平成21年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	37.0	12.0	75.4
49 仙台市	18.7	6.1	71.8
50 さいたま市	85.4	24.1	97.9
51 千葉市	54.3	2.7	90.0
52 横浜市	27.2	3.5	78.5
53 川崎市	25.0	4.6	79.7
54 新潟市	60.6	13.8	93.3
55 静岡市	45.2	3.7	87.7
56 浜松市	64.5	10.4	91.0
57 名古屋市	48.0	5.5	92.7
58 京都市	26.1	3.9	80.9
59 大阪市	25.2	7.2	62.7
60 堺市	41.1	8.1	83.6
61 神戸市	21.5	5.2	83.8
62 岡山市	14.3	1.5	86.2
63 広島市	46.1	6.2	88.3
64 北九州市	46.9	9.5	82.0
65 福岡市	19.2	2.4	75.1
指定都市計	33.6	5.3	83.0
66 旭川市	45.9	8.3	88.5
67 函館市	14.6	0.6	77.1
68 青森市	88.4	25.0	94.7
69 盛岡市	32.7	5.3	72.1
70 秋田市	73.9	10.1	93.6
71 郡山市	44.2	8.9	97.6
72 いわき市	44.1	12.9	69.2
73 宇都宮市	23.0	3.4	97.6
74 前橋市	38.1	6.9	94.5
75 川越市	77.4	7.7	96.1
76 船橋市	55.5	21.0	85.5
77 柏市	39.1	0.5	98.5
78 横須賀市	23.3	6.1	63.9
79 相模原市	30.9	14.2	66.4
80 富山市	21.3	4.7	100.0
81 金沢市	33.1	6.6	91.9
82 長野市	60.0	2.4	98.3
83 岐阜市	30.0	1.5	91.6
84 豊橋市	100.0	0.0	100.0
85 豊田市	100.0	100.0	100.0
86 岡崎市	100.0	0.0	100.0
87 大津市	47.3	24.9	91.5
88 高槻市	36.8	1.8	86.2
89 東大阪市	46.6	2.8	90.4
90 姫路市	52.6	13.8	98.4
91 西宮市	26.1	0.6	83.0
92 尼崎市	80.0	9.3	98.1
93 奈良市	32.1	7.8	77.9
94 和歌山市	49.9	3.0	96.3
95 倉敷市	17.0	1.6	86.2
96 福山市	30.8	3.0	87.2
97 下関市	42.7	20.7	85.2
98 高松市	16.1	3.0	99.0
99 松山市	26.6	7.0	80.6
100 高知市	43.0	8.0	95.7
101 久留米市	44.1	18.7	86.9
102 長崎市	34.6	4.4	84.7
103 熊本市	51.7	16.2	95.6
104 大分市	11.1	5.3	42.2
105 宮崎市	17.3	3.6	92.0
106 鹿児島市	18.7	3.1	78.0
中核市計	33.1	6.1	86.2
合計	36.6	7.0	84.3

養育費相談支援センター

目指すべき方向

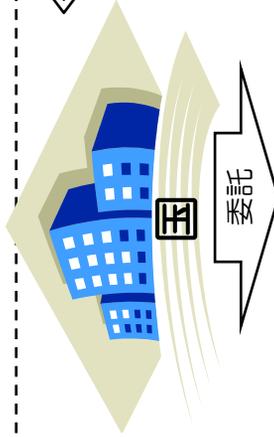
- 養育費の取り決め率の増
 - 養育費の受給率の増
- ↓
- ひとり親家庭の生活の安定
 - ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

274

《養育費の相談支援のスキーム》



養育費相談支援センター (委託先：(社)家庭問題情報センター)

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→HPへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

・研修
・サポート

・困難事例
の相談

母子家庭等就業・自立支援センター

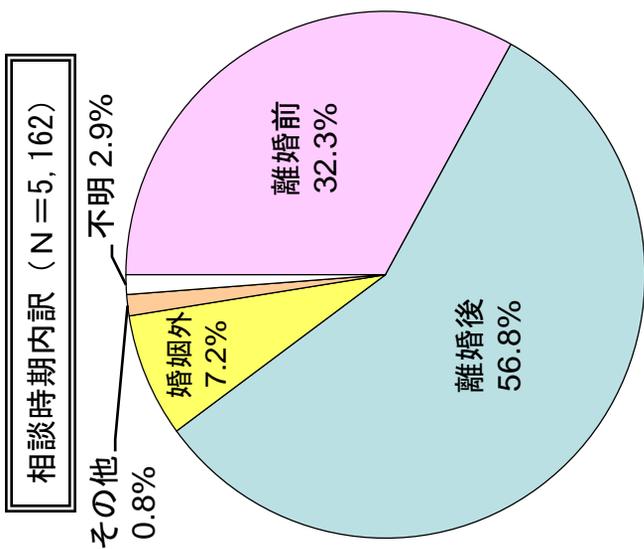
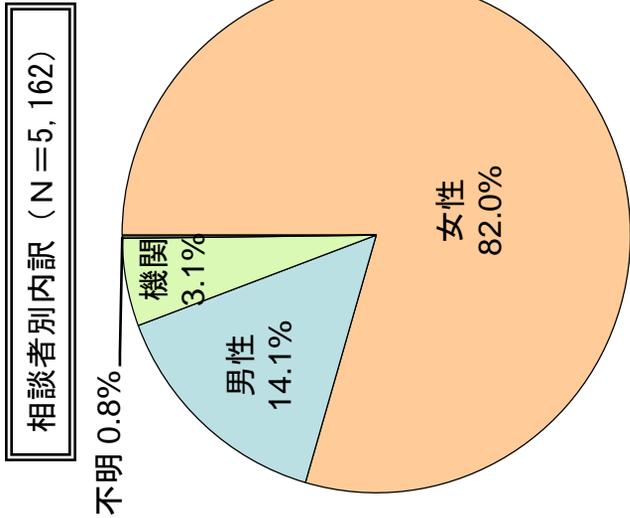
- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

(資料35)

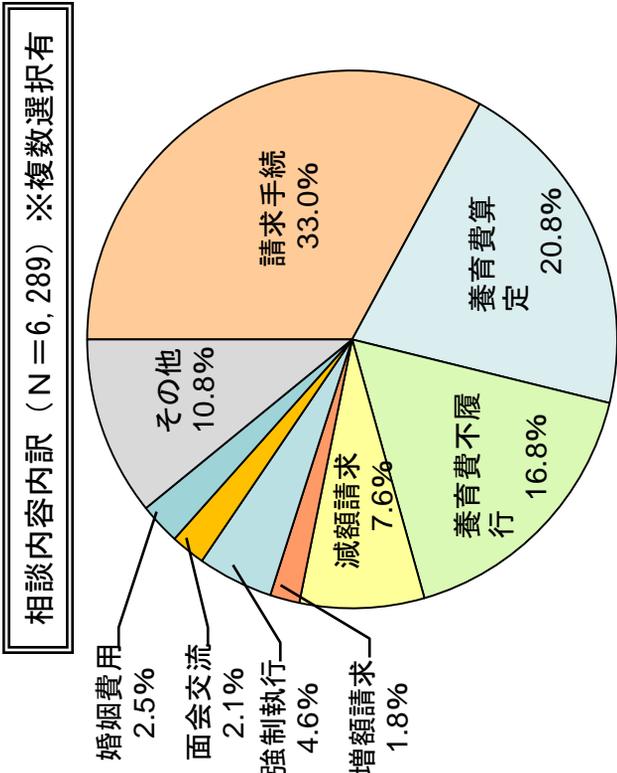
養育費相談支援センターにおける相談実績等 (H21.4~H22.3)

相談

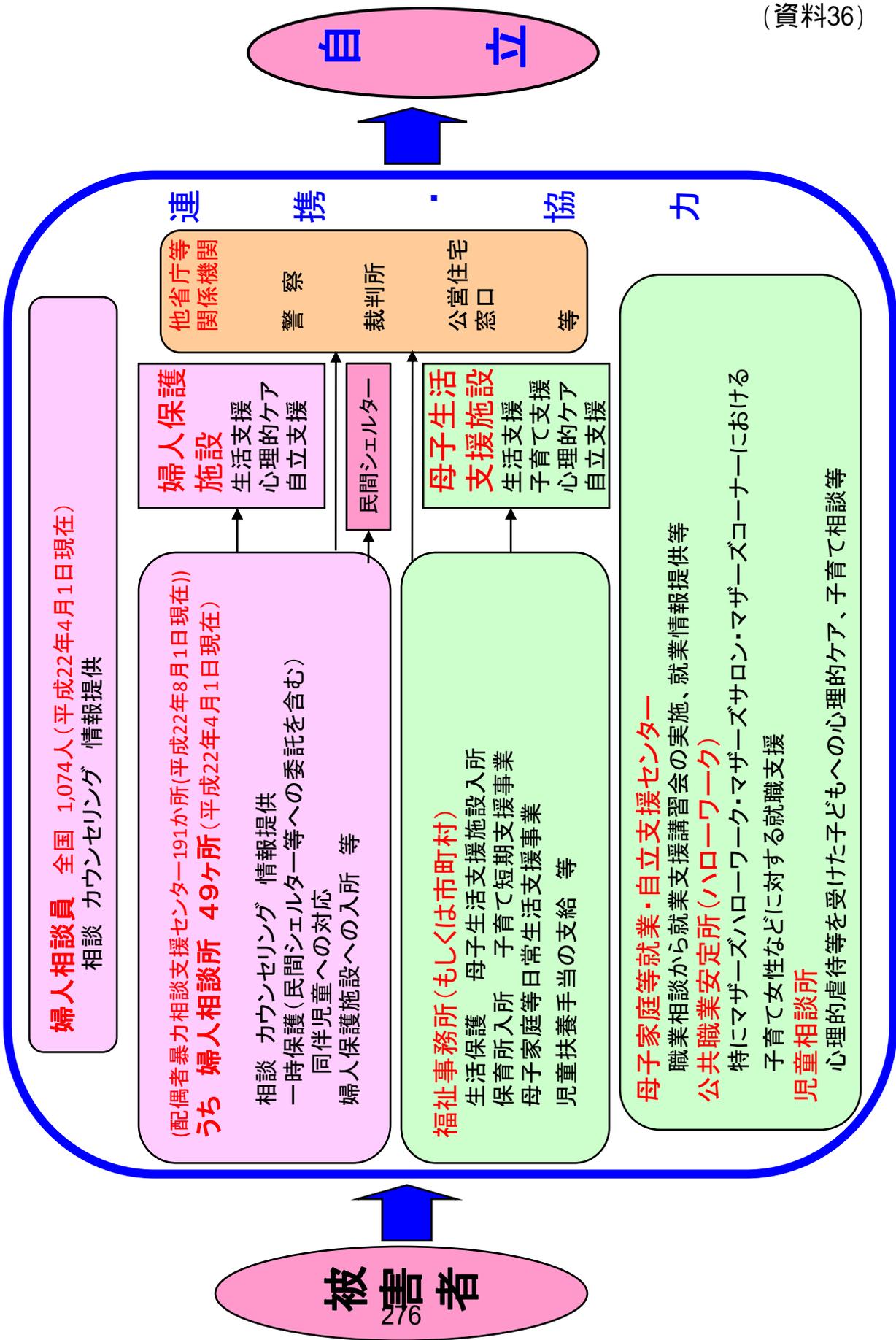
275



- ## 研修
- 母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員を対象とした全国研修会の実施 (7月、9月、11月)
 - 地方公共団体の行う研修に対する研修講師の派遣 (H21.4~H22.3) 86か所



厚生労働行政におけるDV被害者の自立支援の取組



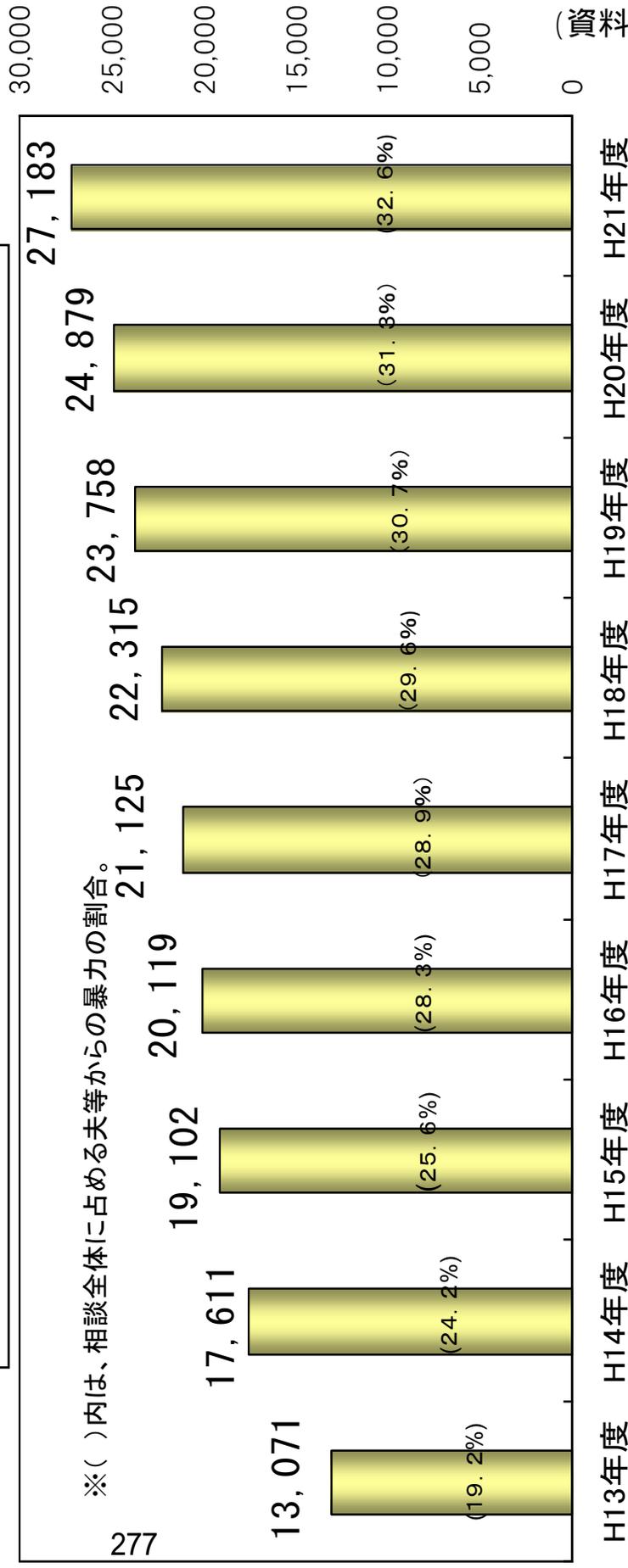
DV被害者等の相談・保護等の状況

婦人相談所及び婦人相談員による相談件数の推移

○婦人相談所及び婦人相談員における夫等からの暴力の相談件数は年々増加。

(人数)

夫等からの暴力の相談件数及び相談全体に占める割合(来所相談)



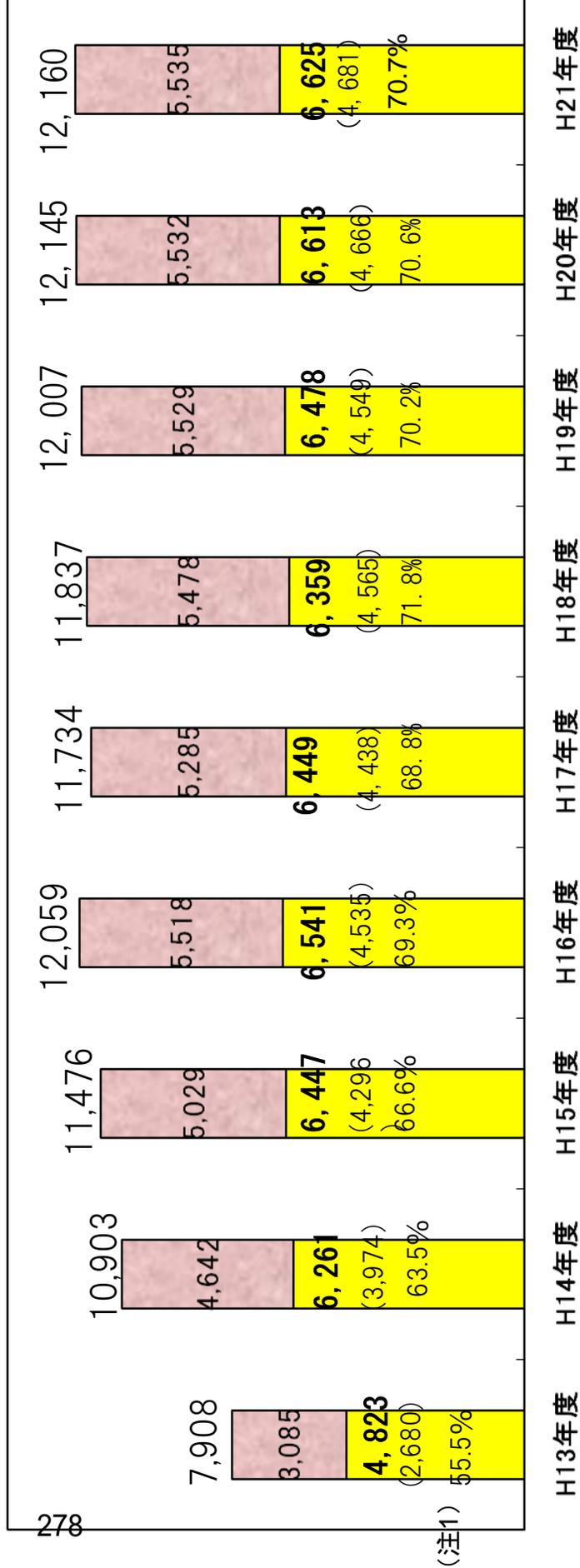
※()内は、相談全体に占める夫等からの暴力の割合。

(資料37)

H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 (厚生労働省家庭福祉課調べ)

婦人相談所による一時保護件数の推移

- 婦人相談所により一時保護された女性及び同伴家族の数をみると、平成13年度から平成16年度にかけて増加し、その後は微増減の傾向。
- 主訴別内訳をみると、「夫等からの暴力」を入所理由とするものの割合が6割～7割。
- 平均一時保護日数は14.7日（平成21年度）



注1) 夫等からの暴力を入所理由とする者の割合。

DV被害者の一時保護委託の状況

- 平成14年度に一時保護委託制度を創設。
- 委託契約施設数は年々増加し、平成22年4月1日現在で284施設。
- 平成21年度における一時保護委託人数は、DVケース以外を含めて、4,103人。
(女性本人1,905人、同伴家族2,198人)である。
- DVケース以外を含めて、女性本人の平均在所日数14.2日となっている。

29 DV法第3条第4項に基づく一時保護の委託契約施設数(平成22年4月1日現在)

施設区分	母子生活支援施設	民間団体	児童福祉施設(注1)	婦人保護施設	老人福祉施設	身体障害者施設	知的障害者施設	保護施設	その他	合計
か所数(注2)	104 (99)	99 (86)	25 (25)	21 (20)	7 (4)	7 (9)	13 (9)	6 (6)	2 (3)	284 (261)

(注1) 母子生活支援施設を除く。(注2) ()内は、平成21年4月1日現在

DV関連事業の都道府県別実施状況

(平成22年度国庫補助金・負担金交付申請ベース)

事業区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
	休日夜間 電話相談 事業	暴力被害 者保護支 援ネット ワーク	担当職員 研修	専門通訳 者養成研 修事業	法的対応 機能強化 事業	婦人保護 施設退所 者自立生 活援助事 業	外国人婦 女子緊急 一時保護 経費	広域措置	心理担当 職員配置 (一時保 護所)	心理担当 職員配置 (婦人保 護施設)	夜間警備 体制(一 時保護 所)	夜間警備 体制(婦 人保護施 設)	同伴児童 の対応等 を行う職 員の配置 (一時保 護所)	同伴児童 の対応等 を行う職 員の配置 (婦人保 護施設)
1 北海道		◎	◎		◎				◎		◎		◎	
2 青森	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
3 岩手	◎	◎	◎		◎	◎×1		◎				◎	◎	
4 宮城		◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
5 秋田	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎		◎	
6 山形	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
7 福島	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
8 茨城	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎			
9 栃木	◎	◎	◎				◎	◎	◎		◎	◎		
10 群馬	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎		
11 埼玉	◎	◎	○ (他の事業で 実施)		◎		◎		◎	(一保と 兼務)	◎	◎	◎×2	
12 千葉	◎	◎	◎		◎		◎		◎	◎(常勤)	◎		◎	
13 東京	◎	◎	◎		◎	◎×5	◎	◎	◎	◎×5	◎	◎×5	◎×2	◎×7
14 神奈川	◎	◎	◎		◎	◎×1	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
15 新潟	◎	◎	◎		◎		◎							
16 富山	◎	◎	◎			なし			◎	なし	◎	なし		なし
17 石川	◎	◎	◎					◎			◎			
18 福井	◎													
19 山梨	◎	◎	◎				◎	◎						
20 長野	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
21 岐阜	◎	◎	◎				◎	◎	◎			◎	◎	
22 静岡	◎	◎	◎		◎				◎		◎			
23 愛知	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
24 三重		◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎		◎		◎	
25 滋賀	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎			
26 京都	◎	◎	◎				◎	◎						
27 大阪	◎	◎	◎		◎	◎×2	◎	◎	◎	◎(常勤)	◎	◎×3	◎	◎×2
28 兵庫	◎	◎			◎		◎		◎					
29 奈良	◎	◎	◎			なし	◎		◎	なし	◎	なし	◎	なし
30 和歌山	◎	◎	◎		◎				◎		◎			
31 鳥取		◎	◎	◎	◎	なし	◎	◎	◎	なし		なし	◎	なし
32 島根		◎	◎	◎	◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
33 岡山		◎	◎	◎		なし	◎	◎	◎	なし		なし		なし
34 広島	◎	◎	◎		◎		◎	◎						
35 山口	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎			◎			
36 徳島	◎	◎	◎		◎		◎	◎	◎					
37 香川	◎	◎	◎		◎			◎	◎		◎		◎	
38 愛媛	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎			
39 高知	◎	◎	◎			なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
40 福岡	◎	◎	◎		◎		◎	◎			◎	◎×2		
41 佐賀								◎				◎		
42 長崎		◎	◎		◎			◎	◎		◎			
43 熊本	◎	◎	◎		◎	なし	◎	◎	◎	なし	◎	なし		なし
44 大分	◎	◎	◎		◎			◎	◎		◎			
45 宮崎	◎	◎	◎				◎	◎				◎		
46 鹿児島			◎					◎	◎			◎		
47 沖縄	◎		◎		◎		◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
合計	38	42	43	4	30	10	35	37	33(33人)	5(9人)	32	22	14(16人)	3(10人)

49施設中

49施設中

49施設中

49施設中

(注1) 「◎」が国庫補助金交付(申請)県、「○」が単独事業実施県
(注2) 事業区分F、J、L、Nの「なし」は、婦人保護施設がない県。

婦人相談所等職員の研修体制の整備

<国>

(1) 国の行う研修の充実強化<新規>

- ① 婦人相談所職員の専門性の体系化・標準化
「女性相談・支援の手引き(仮)」の策定
- ② 研修実施機関を確保(国立保健医療科学院)
- ③ 婦人相談所等指導的職員研修の実施
対象：婦人相談所等の指導的立場にある職員
期間：2泊3日程度
主な研修内容(案)
 - ・ アセスメントと自立促進計画策定
 - ・ 関係機関連携の強化
 - ・ 心理的ケア・同伴児童ケアの充実

(2) 全国婦人相談所長・主管係長会議の開催(年1回)

- ① 婦人保護事業に必要な行政情報の伝達
 - ② 関係省庁による関連行政情報の伝達
 - ③ 先進的自治体取組例などの情報提供
 - ④ 広域措置等全国的課題の検討
- ※全国婦人相談所長・主管係長研究協議会を衣替え等

(3) 研修等実施のための補助(既存)

- (児童虐待・DV対策総合補助金)
- ① DV相談担当職員研修事業
 - ② DV被害者保護支援ネットワーク事業

<都道府県>

(1) 国が実施する研修・会議への職員派遣

- ① 指導的立場にある職員の養成
- ② 研修・会議等の内容の伝達・共有

(2) 都道府県内の研修の充実

- 国が実施する研修を受講した指導的立場にある職員が講師となり、都道府県内の婦人保護事業に従事する職員等への研修を実施
- ① 婦人相談所内研修の充実
 - ② 婦人相談員・婦人保護施設職員を対象とした研修の実施
 - ③ 関係機関を対象とした研修の実施
 - ・ 福祉事務所・母子自立支援員・家庭相談員・DV相談員等を対象とした専門研修
 - ・ 市町村支援(スーパーバイズや市町村職員研修等への講師派遣等)
 - ・ 関係機関ネットワーク構築(NW会議/研修の実施)

(資料39)

婦人相談所等における人身取引被害者への対応

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（平成22年3月31日現在）

1 婦人相談所等における保護の状況

- 保護した被害者はすべて女性で合計275人。うち269人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当（平成17年度5人・18年度1人）。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくはは入国管理局。
- 18歳未満は計15人。最年少は15歳。平均年齢24.8歳。

○年度別保護実績（合計275人）

平成13年度	1人（タイ1人）
平成14年度	2人（タイ2人）
平成15年度	6人（タイ3人・フィリピン人3人）
平成16年度	24人（タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・ロシア1人）
平成17年度	117人（フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人）
平成18年度	36人（インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人）
平成19年度	36人（フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人）
平成20年度	39人（タイ人22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人）
平成21年度	14人（タイ人4人・フィリピン7人・中国2人・台湾1人）

○都道府県別保護実績（合計275人）

愛知県	55人	長野県	33人	千葉県	30人	東京都	**28人	栃木県	24人
秋田県	18人	島根県	14人	岐阜県	13人	広島県	*9人	鳥取県	9人
群馬県	9人	神奈川県	8人	大阪府	7人	福岡県	7人	茨城県	7人
兵庫県	4人	徳島県	3人	熊本県	2人				
新潟県・静岡県・大分県・鹿児島県・沖縄県	各1人								

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

○一時保護委託実績（275人のうち91人）

平成17年4月1日～平成22年3月31日までに91人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *35人・母子生活支援施設32人・民間シェルター24人
児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

○平均保護日数 33.6日

2 被害者に対する支援

- 相談や支援における適切な母語通訳の確保
- 母国の文化を尊重した日常生活場面での支援
- 医師の診察や医療費の補助等による健康支援
- 必要に応じて弁護士等による法的対応支援
- 心理療法担当職員によるカウンセリング等の心理的ケア
- ※ 被害者の立場に立ち、適切に保護を行うには、警察、入国管理局、大使館 IOM（国際移住機関）等の関係機関との緊密な連携が欠かせない。

人身取引対策行動計画2009の概要

現行計画(平成16年12月策定)

在留資格「興行」に係る上陸許可基準の見直し、人身売買罪の創設、取締りの徹底、被害者への在留特別許可の付与を可能とする入管法の改正等各種施策を着実に実施 ⇒ 我が国の人身取引対策は大きく前進(人身取引事犯の減少、適切な被害者保護等)

国内情勢

被害者の在留資格について、「日本人の配偶者等」の割合が増加するなど、人身取引手口が巧妙化・潜在化しているとの指摘

⇒ 内外からの指摘を踏まえ、人身取引を取り巻く情勢に真摯に対応する必要

国際的な関心の高さ

国連特別報告者の見解
「日本が多くの人身取引被害者の目的地国となっている」

人身取引の実態把握の徹底



総合的・包括的な人身取引対策

1 人身取引の防止

- (1) 潜在的被害者の入国防止
 - 出入国管理の強化
 - 偽変造文書対策の強化
- (2) 在留管理の徹底を通じた人身取引の防止
 - 厳格な在留管理による偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止
 - 不法就労対策を通じた人身取引の防止(※)

3 人身取引被害者の保護

- (1) 被害者の認知
 - 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
 - 取締り過程における被害者の発見(※)
- (2) 被害者保護の徹底
 - 被害者としての立場への配慮
 - 被害者の法的地位の安定
- (3) シェルターの提供と支援
 - 婦人相談所における母国語による通訳サービス
 - 被害者に対する法的援助に関する周知等
- (4) 被害者保護施策の更なる充実
 - 中長期的な保護施策に関する検討等
 - 男性被害者等の保護施策に関する検討
- (5) 帰国支援の推進
 - 被害者の帰国に際しての安全確認の実施

2 人身取引の撲滅

- (1) 取締りの徹底
 - 人身取引事犯の取締りの徹底
 - 売春事犯等の取締りの徹底
 - 児童の性的搾取に対する厳正な対応
 - 悪質な雇用主、ブローカー等の取締りの徹底(※)
- (2) 国境を越えた犯罪の取締り
 - 外国関係機関との連携強化
 - 国際捜査共助の充実化

4 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

- (1) 国際的取組への参画
 - 人身取引議定書の締結
- (2) 国民等の理解と協力の確保
 - 人身取引に関連する行為を規制する法令の遵守の促進等
 - 性的搾取の需要側への啓発
- (3) 人身取引対策の推進体制の強化
 - 関係行政機関職員の知識・意識の向上
 - 関係行政機関の連携強化・情報交換の推進
 - 外国人施策の推進・検討のための枠組みとの連携

注: 赤字は、新規に講ずる施策。※については、現行計画にも盛り込まれているが、内容の見直しを行ったもの。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>(ア) 平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙1「児童家庭支援センター設置運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(イ) 平成10年5月18日児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙2「退所児童</p>

新	旧
<p>等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p> <p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年2月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>	<p>等アフターケア事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う退所児童等アフターケア事業</p> <p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p> <p>オ 平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>カ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p> <p>キ 平成19年4月23日雇児発第0423005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>イ 売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(ア) 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のAに基づき都道府県が行う婦人保護事業に係る啓発活動事業</p> <p>(イ) 平成3年6月12日社生第80号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</p> <p>(ウ) 平成22年2月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の1に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</p> <p>(エ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</p>

新	旧
<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1) のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(オ) 平成14年5月30日雇児発第0530006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</p> <p>(カ) 平成21年4月6日雇児発第0406002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</p> <p>(キ) 平成22年3月29日雇児発0329第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「休日夜間電話相談事業及び法的対応機能強化事業実施要綱」の2に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1) 3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(2) 3の(1)のキの事業</p> <p>(1) のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(以下略)</p>

新

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業（主任児童委員等研修） 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 325,000円 2 カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・カウンセリング促進事業 706,000円 ・家族療法事業 1,991,000円 ・ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円 ・宿泊型事業 4,355,000円 3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 2,109,000円 4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円 6 専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 250,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要経費（報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費）、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2

旧

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業（主任児童委員等研修） 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 325,000円 2 カウンセリング強化事業（複数実施可能） 児童相談所1か所当たり ・カウンセリング促進事業 706,000円 ・家族療法事業 1,991,000円 ・ファミリーグループカンファレンス事業 3,609,000円 ・宿泊型事業 4,355,000円 3 医療的機能強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 2,108,000円 4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円 6 専門性強化事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 250,000円	児童虐待防止対策等支援事業に必要経費（報酬、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費）、会議費、光熱水費）、賃金、備品購入費、役務費（通信運搬費）、報償費、委託料、使用料及び賃借料	1 / 2

新		旧	
7	一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数 (配置協力員種別数)	7	一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数 (配置協力員種別数)
8	市町村及び民間団体との連携強化事業 (複数実施可能) ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体活動推進事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 962,000円 ・民間団体育成事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 1,253,000円 2 4時間・3 6 5日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,619,000円	8	市町村及び民間団体との連携強化事業 (複数実施可能) ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体活動推進事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 962,000円 ・民間団体育成事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 1,253,000円 2 4時間・3 6 5日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円
9	児童相談所1か所当たり 5,619,000円	9	児童相談所1か所当たり 5,637,000円
10	児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) 等 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 693,000円	10	児童福祉司任用資格取得のための研修 (講習会) 等 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 691,000円
11	評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 992,000円	11	評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 992,000円
12	保護者指導支援事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 4,800,000円	12	保護者指導支援事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 5,000,000円
次に算出された額の合計額	次に算出された額の合計額	次に算出された額の合計額	次に算出された額の合計額
1	ふれあいい心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 615,680円 (ふれあいい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,855円 ②事業実施前研修会費 169,000円 ③活動検討会 1回当たり 30,000円	1	ふれあいい心の友訪問援助・保護者交流事業 1 都道府県 (指定都市又は児童相談所設置市) 当たり 615,680円 (ふれあいい心の友訪問援助事業を実施する場合) ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,815円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円
ひきこもり等児童福祉対策事業	ひきこもり等児童福祉対策事業	ひきこもり等児童福祉対策事業	ひきこもり等児童福祉対策事業
1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2

新		旧	
<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p>	<p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業</p> <p>①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費 1回当たり 12,200円</p>	<p>ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>
児童家庭支援センター運営事業		児童家庭支援センター運営事業	
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1 か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>7,186,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 598,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(手数料)、報償費、報酬等</p> <p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役員費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 児童家庭支援センター運営事業</p> <p>① 運営費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,695,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,281,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,057,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 773,000円</p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1 か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1 か所当たり</p> <p>7,186,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 598,000円</p>	<p>児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役員費(手数料)、報償費、報酬等</p> <p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役員費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

新		旧	
里親支援機 関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 3,993,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり 7,492,000円	里親支援機 関事業	次により算出された額の合計額 1 里親制度普及促進事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 3,963,000円 2 里親委託推進・支援等事業 1 か所当たり 7,424,000円
	1 / 2		1 / 2
	里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料		里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料
削除	削除	（経過措置分）里親支援事業	（経過措置分）里親支援事業
	削除	次により算出された額の合計額 1 基礎研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 512,000円 2 専門里親研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 1,312,000円 3 里親養育相談事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 924,000円 4 里親養育援助事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 8,435,000円 5 里親養育相互援助事業 1 か所当たり 510,000円	次により算出された額の合計額 1 基礎研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 512,000円 2 専門里親研修 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 1,312,000円 3 里親養育相談事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 924,000円 4 里親養育援助事業 1 都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）当たり 8,435,000円 5 里親養育相互援助事業 1 か所当たり 510,000円
	削除		1 / 3
削除	削除	（経過措置分）里親委託推進事業 児童相談所1か所当たり 4,315,000円	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）
	削除		1 / 2

新		旧	
基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 472,000円	基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1 都道府県（指定都市、児童相談所設置市）当たり 471,000円
基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び貸借料、賃金、委託料	1 / 2	基幹的職員研修事業	1 / 2
身元保証人確保対策事業に必要な報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、使用料及び貸借料、賃金、委託料	1 / 2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3	身元保証人確保対策事業	1 / 2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2 / 3
身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者 1 人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者 1 人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者 1 人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者 1 人当たり 19,152円
DV・女性保護対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,800円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額 58,000円を、指定都市、中核	DV・女性保護対策等支援事業	次により算出された額の合計額 1 婦人相談員活動強化対策費 (1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。 (2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額 58,000円を、指定都市、中核
DV・女性保護対策等支援事業	5 / 10	DV・女性保護対策等支援事業	5 / 10

新		旧	
市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。	市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。		
売春防止活動・DV対策機能強化事業	売春防止活動・DV対策機能強化事業		
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護啓発活動事業 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業 1 施設当たり年額 1,605,000円に10人を超えた対象者1人につき134,580円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ①休日夜間電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 55,200円 ②休日夜間部分実施 18時～22時 月額 27,600円 18時～20時 月額 13,800円 ③平日夜間部分実施 18時～22時 月額 59,300円 18時～20時 月額 29,650円</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護啓発活動事業 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業 1 施設当たり年額 1,592,000円に10人を超えた対象者1人につき133,620円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ①休日夜間電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 54,600円 ②休日夜間部分実施 18時～22時 月額 27,300円 18時～20時 月額 13,650円 ③平日夜間部分実施 18時～22時 月額 58,300円 18時～20時 月額 29,150円</p>	5/10	5/10
婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費	婦人保護事業に係る啓発活動事業を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費		
婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費)、印刷製本費、役務費(通運搬費)	婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費)、印刷製本費、役務費(通運搬費)		
婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の筋を給料又は賃金としていれ給料又は賃金とする。)	婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の筋を給料又は賃金としていれ給料又は賃金とする。)		

新		旧	
(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業 年額 800,800円	配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）
(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 83,530円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）及び賃借料	(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修事業 年額 79,330円	配偶者からの暴力相談担当職員の研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）及び賃借料
(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 643,080円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、賃金	(4) 専門通訳者養成研修事業 年額 630,000円	専門通訳者養成研修に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、賃金
(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）	(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強化事業に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）

児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱</p> <p>〔昭和60年10月2日厚生省発児第150号〕 〔各道府県知事宛厚生事務次官通知〕</p> <p>〔改正経過〕</p> <p>第1次改正〔平成元年4月10日厚生省発児第62号〕 第2次改正〔平成12年4月19日厚生省発児第72号〕 第3次改正〔平成14年10月1日厚生労働省発雇児第1001001号〕 第4次改正〔平成15年3月31日厚生労働省発雇児第0331002号〕 第5次改正〔平成18年3月31日厚生労働省発雇児第0331022号〕 第6次改正〔平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号〕</p> <p>一 ～ 十一 略</p>	<p>児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱</p> <p>〔昭和60年10月2日厚生省発児第150号〕 〔各道府県知事宛厚生事務次官通知〕</p> <p>〔改正経過〕</p> <p>第1次改正〔平成元年4月10日厚生省発児第62号〕 第2次改正〔平成12年4月19日厚生省発児第72号〕 第3次改正〔平成14年10月1日厚生労働省発雇児第1001001号〕 第4次改正〔平成15年3月31日厚生労働省発雇児第0331002号〕 第5次改正〔平成18年3月31日厚生労働省発雇児第0331022号〕</p> <p>一 ～ 十一 略</p>

様式第1号～2号
略

様式第2号－付表1
略

様式第2号－付表2

所要額算定基礎

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第1号～2号
略

様式第2号－付表1
略

様式第2号－付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第3号～3号一付表1
略

様式第3号一付表2

所要額算定基礎

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

〈記入注意〉

- 1「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
- 2「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第3号一付表3
略

様式第3号～3号一付表1
略

様式第3号一付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区 分	平成 年 1月末日 現在数	各支払期別支出予定額						計	
		4 月		8 月		12 月			
		延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	人	円	人	円	人	円	人	円
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
合 計									

〈記入注意〉

- 1「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
- 2「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
- 3.この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第3号一付表3
略

様式第4号～4号一付表1
略

様式第4号一付表2

所要額算定基礎

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第4号～4号一付表1
略

様式第4号一付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号～5号一付表1
略

様式第5号一付表2

所要額算定基礎

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。

様式第5号一付表3～様式第7号
略

様式第5号～5号一付表1
略

様式第5号一付表2

所要額算定基礎

受給者(父・母・養育者)

区 分	4月～12月		1月～3月		計	
	延月人数	支出済額	延月人数	支出予定額	延月人数	支出予定額
全部支給者	人	円	人	円	人	円
一部支給者						
加算額	2子加算					
	3子以降加算					
合 計						

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. 「支出予定額」欄には、「延月人数」に手当月額(加算額)を乗じた額を記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第5号一付表3～様式第7号
略

様式第8号～8号-付表1
略

様式第8号-付表2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A)-(B)=(C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第8号-付表3及び付表4により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第8号-付表5により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第8号～8号-付表1
略

様式第8号-付表2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表

受給者 (父・母・養育者)

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A)-(B)=(C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第8号-付表3及び付表4により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第8号-付表5により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
4. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第8号-付表3

受給者等の月別状況

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10月					
11月					
12月					
年 1 月					
2 月					
3 月					
計					

様式第8号-付表3

受給者等の月別状況

受給者（父・母・養育者）

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 1. 後段の年12月～3 月は資格喪失等に伴う随 時払分を記入すること。 2. この表は、受給者別 にそれぞれ作成し、「受 給者」欄の該当箇所を○ で囲むこと。
年 1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10月					
11月					
12月					
年 1 月					
2 月					
3 月					
計					

様式第8号-付表4

支払調整

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
2 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第8号-付表4

支払調整

受給者（父・母・養育者）

区 分		現年度分	過年度分	計	内 訳
		円	円	円	
全 部 支 給 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
一 部 停 止 者	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
加 算 額	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
2 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
3 子 以 降 加 算	追加				
	減額	△	△	△	
	計				
合 計					

(記入注意)

1. 「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。
2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第8号-付表5

現年度分支払取消額内訳

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2子加算							
加算額 3子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第8号-付表5

現年度分支払取消額内訳

受給者 (父・母・養育者)

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
2子加算							
加算額 3子以降加算							
計							

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号～9号-付表1
略

様式第9号-付表2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（都道府県分）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A)-(B)=(C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号-付表3及び付表4により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表5により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

現 行

様式第9号～9号-付表1
略

様式第9号-付表2

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（都道府県分）

受給者（父・母・養育者）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A)-(B)=(C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全部支給者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一部停止者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号-付表3及び付表4により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表5により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。
4. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

改 正 後

様式第9号-付表3

受給者等の月別状況(都道府県分)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年 1月					
2月					
3月					
計					

様式第9号-付表3

受給者等の月別状況(都道府県分) 受給者(父・母・養育者)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) <u>1. 後段の年12月～3月は資格喪失等に伴う随時払分を記入すること。</u> <u>2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。</u>
年 1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
年 1月					
2月					
3月					
計					

様式第9号-付表4

支払調整(都道府県分)

区分		現年度分		過年度分		計	内 訳
		円	円	円	円		
全部支給者	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
一部停止者	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
加算額 2 子加算	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
3 子以降加算	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
合 計							

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第9号-付表4

支払調整(都道府県分)

受給者(父・母・養育者)

区分		現年度分		過年度分		計	内 訳
		円	円	円	円		
全部支給者	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
一部停止者	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
加算額 2 子加算	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
3 子以降加算	追加						
	減額	△	△	△			
	計						
合 計							

(記入注意)

1. 「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。
2. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号-付表5

現年度分支払取消額内訳(都道府県分)

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額							
2子加算							
3子以降加算							
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第9号-付表6
略

様式第9号-付表5

現年度分支払取消額内訳(都道府県分)

受給者(父・母・養育者)

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額							
2子加算							
3子以降加算							
計							

(記入注意)

1. 「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
2. この表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。
3. この表は、受給者別にそれぞれ作成し、「受給者」欄の該当箇所を○で囲むこと。

様式第9号-付表6
略

様式第9号-付表7

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（市等分）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全 部 支 給 者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一 部 停 止 者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号-付表8及び付表9により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表10により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第9号-付表7

対象経費の実支出額及び過年度分支払取消額算定表（市等分）

受給者（父・母・養育者）

区 分	対象経費の実支出額						過年度分支払取消額		備 考
	支出済額 (A)		現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額 (B)		差 引 額 (A) - (B) = (C)		延月人数	取消額	
	延月人数	支出額	延月人数	戻入未済額	延月人数	対象経費の 実支出額			
全 部 支 給 者	人	円	人	円	人	円	人	円	一部停止者については手当額別の内訳を添付すること。
一 部 停 止 者									
加算額	2子加算								
	3子以降加算								
計									

(記入注意)

1. 「支出済額」欄は、様式第9号-付表8及び付表9により記入すること。
2. 「現年度分支払取消にかかる歳出戻入未済額」欄は、様式第9号-付表10により記入すること。
3. 「過年度分支払取消額」欄は、過年度における支払済額のうち、現年度において取消しをした額を記入すること。

様式第9号-付表8

受給者等の月別状況(市等分)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10月					
11月					
12月					
年 1 月					
2 月					
3 月					
計					

様式第9号-付表8

受給者等の月別状況(市等分) 受給者(父・母・養育者)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 停 止 者	加 算 児 童 数		備 考
			2 子 加 算	3 子 以 降 加 算	
年12月					(記入注意) 後段の年12月～3月は 資格喪失等に伴う随時 払分を記入すること。
年 1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10月					
11月					
12月					
年 1 月					
2 月					
3 月					
計					

様式第9号-付表9

支払調整(市等分)

区分		現年度分	過年度分	計	内訳	
全部支給者	追加	円	円	円		
	減額	△	△	△		
	計					
一部停止者	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
加算額	2子加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
	3子以降加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
合計						

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第9号-付表9

支払調整(市等分)

区分		現年度分	過年度分	計	受給者(父・母・養育者)	
全部支給者	追加	円	円	円	内訳	
	減額	△	△	△		
	計					
一部停止者	追加					
	減額	△	△	△		
	計					
加算額	2子加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
	3子以降加算	追加				
		減額	△	△	△	
		計				
合計						

(記入注意)

「内訳」欄には、件数、単価、理由を適宜記入すること。

様式第9号-付表10

現年度分支払取消額内訳(市等分)

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額	2子加算						
	3子以降加算						
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第10号
略

様式第9号-付表10

現年度分支払取消額内訳(市等分)

受給者(父・母・養育者)

区分	支払取消額 (A)		歳出戻入額 (B)		差引歳出戻入未済額		備考
	延月人数	取消額	延月人数	戻入済額	延月人数	戻入未済額	
全部支給者	人	円	人	円	人	円	
一部停止者							
加算額	2子加算						
	3子以降加算						
計							

(記入注意)

「全部支給者」及び「一部停止者」欄には、該当する受給者数を「加算額」欄には、該当する支給対象児童数をそれぞれ記入すること。
 なお、この付表は、現年度において支出した額のうち、現年度中に取消しをした額について記入すること。

様式第10号
略

母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新	旧
<p>厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>厚生労働省発雇児第 1014001 号 平成 20 年 10 月 14 日</p> <p>各 都 道 府 県 知 事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙</p> <p>母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 母子家庭対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令労働省第6号）の規定によるほか、この交要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる母子家庭等対策総合支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における母子家庭等対策の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の事業とする。</p> <p>(1) 平成20年7月22日雇児発第0722003号「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>(2) 平成15年6月18日雇児発第0618003号「母子家庭等日常生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う母子家庭等日常生活支援事業並びに市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(3) 平成15年6月18日雇児発第0618005号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うひとり親家庭生活支援事業並びに市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(4) 平成15年6月30日雇児発第0630009号「母子家庭自立支援給付金事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子家庭自立支援給付金事業</p> <p>(5) 平成19年4月17日雇児発第0417003号「母子自立支援プログラム策定等事業の実施について」に基づき、都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所を設置する町村が行う母子自立支援プログラム策定等事業</p>
---	---

新

(交付額の算定方法)

4 略

旧

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3の(5)以外の事業

ア 都道府県、指定都市及び中核市が行う事業(3の(1)(4)については市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業を含む。)

(ア) 別表第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業

アの(ア)に準じて選定された額(3の(2)の事業については、選定された額から平成15年6月18日雇児福発第0618001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知の「母子家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について」の別紙2に定める費用負担基準による徴収額を控除した額)に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(5)の事業

別表第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 略

(交付額の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、10千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 略

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
(1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

新

旧

- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調査書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (6) に掲げる条件を付さなければならない。
- この場合において (1)、(2) 及び (4) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(3) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (申請手続)
- 7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業
- 市町村長は、別紙様式第2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれをとりまとめ、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 上記 (1) 以外の事業
- 別紙様式第3による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (変更申請手続)
- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度別に定める日までに行うものとする。

(申請手続)
7 略

(変更申請手続)
8 略

新

旧

(交付決定までの標準的期間)

9 略

(補助金の概算払)

10 略

(実績報告)

11 略

(補助金の返還)

12 略

(その他)

13 略

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 市及び福祉事務所を設置する町村が実施する母子家庭等就業・自立支援事業、母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定等事業

市町村長は、事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2）より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日）又は都道府県知事が別に定める日のいずれか早い日までに別紙様式第4による報告書を都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月末日（6の（2））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記（1）以外の事業

別紙様式第5による報告書を、事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日（6の（2））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり 事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,709,000円</u> イ 週6日実施の場合 <u>8,010,000円</u> ウ 週7日実施の場合 <u>9,310,000円</u> (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり <u>8,842,000円</u> (3) 就業情報提供事業 1センター当たり 2,575,000円 (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円 イ 週6日実施の場合 3,911,000円 ウ 週7日実施の場合 4,324,000円 (6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,082,000円	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額 2 一般市等就業・自立支援事業 1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に、事業の実施数に応じ次の率を乗じて得られた額の合計額 ・1事業又は2事業を実施している場合 0.9 ・3事業を実施している場合 0.95 ・4事業を実施している場合 1.0 1 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (1) 就業支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日以下の実施の場合 <u>6,705,000円</u> イ 週6日実施の場合 <u>8,006,000円</u> ウ 週7日実施の場合 <u>9,306,000円</u> (2) 就業支援講習会等事業 1センター当たり <u>8,541,000円</u> (3) 就業情報提供事業 1センター当たり 2,575,000円 (4) 在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000,000円 (5) 母子家庭等地域生活支援事業 1センター当たり、事業の週当たり実施日数に応じ以下のア～ウに定める金額 ア 週5日実施の開所の場合 3,497,000円 イ 週6日実施の場合 3,911,000円 ウ 週7日実施の場合 4,324,000円 (6) 母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業 1ブロック当たり 1,082,000円	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
母子家庭等対策総合支援事業	母子家庭等就業・自立支援事業	次により算出された額の合計額 2 一般市等就業・自立支援事業 1市又は1福祉事務所設置町村当たり 2,000,000円	一般市等就業・自立支援事業の実施に必要な報酬、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2

新		旧	
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 事務費分	1 事務費分	1 事務費分	1 事務費分
1か所当たり 1,602,000円	1か所当たり 1,602,000円	1か所当たり 1,204,000円	1か所当たり 1,204,000円
2 派遣手当分	2 派遣手当分	2 派遣手当分	2 派遣手当分
(1)子育て支援	(1)子育て支援	(1)子育て支援	(1)子育て支援
ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)	ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)	ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)	ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00)
なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。	なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。	なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。	なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。
(ア)児童1人の場合	(ア)児童1人の場合	(ア)児童1人の場合	(ア)児童1人の場合
740円×延活動単位数	740円×延活動単位数	740円×延活動単位数	740円×延活動単位数
(イ)児童2人の場合	(イ)児童2人の場合	(イ)児童2人の場合	(イ)児童2人の場合
740円×延活動単位数×1.5	740円×延活動単位数×1.5	740円×延活動単位数×1.5	740円×延活動単位数×1.5
(ウ)児童3人の場合	(ウ)児童3人の場合	(ウ)児童3人の場合	(ウ)児童3人の場合
740円×延活動単位数×2	740円×延活動単位数×2	740円×延活動単位数×2	740円×延活動単位数×2
(エ)児童4人の場合	(エ)児童4人の場合	(エ)児童4人の場合	(エ)児童4人の場合
740円×延活動単位数×2.5	740円×延活動単位数×2.5	740円×延活動単位数×2.5	740円×延活動単位数×2.5
(オ)児童5人の場合	(オ)児童5人の場合	(オ)児童5人の場合	(オ)児童5人の場合
740円×延活動単位数×3	740円×延活動単位数×3	740円×延活動単位数×3	740円×延活動単位数×3
イ 講習会会場等	イ 講習会会場等	イ 講習会会場等	イ 講習会会場等
1,110円×延活動単位数	1,110円×延活動単位数	1,110円×延活動単位数	1,110円×延活動単位数
ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)	ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)	ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)	ウ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00)
なお、宿泊する場合には、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単価とする。	なお、宿泊する場合には、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単価とする。	なお、宿泊する場合には、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単価とする。	なお、宿泊する場合には、宿泊分(22時～翌5時)の時間については次のエの単価とする。
(ア)児童1人の場合	(ア)児童1人の場合	(ア)児童1人の場合	(ア)児童1人の場合
920円×延活動単位数	920円×延活動単位数	920円×延活動単位数	920円×延活動単位数
(イ)児童2人の場合	(イ)児童2人の場合	(イ)児童2人の場合	(イ)児童2人の場合
920円×延活動単位数×1.5	920円×延活動単位数×1.5	920円×延活動単位数×1.5	920円×延活動単位数×1.5
(ウ)児童3人の場合	(ウ)児童3人の場合	(ウ)児童3人の場合	(ウ)児童3人の場合
920円×延活動単位数×2	920円×延活動単位数×2	920円×延活動単位数×2	920円×延活動単位数×2
(エ)児童4人の場合	(エ)児童4人の場合	(エ)児童4人の場合	(エ)児童4人の場合
920円×延活動単位数×2.5	920円×延活動単位数×2.5	920円×延活動単位数×2.5	920円×延活動単位数×2.5
1/2	1/2	1/2	1/2
市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合
2/3	2/3	2/3	2/3

新	旧
<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p> <p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p>	<p>(オ)児童5人の場合 920円×延活動単位数×3</p> <p>エ 宿泊分 3,680円×延児童数</p> <p>オ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p> <p>(2)生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間(9:00～18:00) 1,530円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等(18:00～翌日9:00) 1,910円×延活動単位数</p> <p>ウ 移動時間 移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,530円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,530円×延活動単位数</p> <p>(ア)30分未満は、0単位</p> <p>(イ)30分以上1時間未満は、0.5単位</p> <p>(ウ)1時間以上は1単位</p>

新		旧	
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 ひとりの親家庭相談支援事業 4,632,000円	1 ひとりの親家庭相談支援事業 4,632,000円	1 ひとりの親家庭相談支援事業 4,632,000円	1 ひとりの親家庭相談支援事業 4,632,000円
2 生活支援講習会事業 178,000円×講座開催回数	2 生活支援講習会事業 178,000円×講座開催回数	2 生活支援講習会事業 162,000円×講座開催回数	2 生活支援講習会事業 162,000円×講座開催回数
3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数	3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数	3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数	3 児童訪問援助事業 (1)1回の訪問が1日場合 7,660円×訪問延回数 (2)1回の訪問が半日の場合 4,910円×訪問延回数
4 ひとりの親家庭情報交換事業 1か所当たり 239,000円	4 ひとりの親家庭情報交換事業 1か所当たり 239,000円	4 ひとりの親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円	4 ひとりの親家庭情報交換事業 1か所当たり 213,000円
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業
1/2	1/2	1/2	1/2
市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3	市町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業
次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額	次により算出した額の合計額
1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)	1 自立支援教育訓練給付金事業 教育訓練経費の20%相当額 (4,001円以上100,000円以下)
母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭自立支援給付金事業
3/4	3/4	3/4	3/4

新		旧	
2 高等技能訓練促進費等事業 (1) 高等技能訓練促進費(母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。))第30条に基づく高等職業訓練促進給付金)	ア 平成19年度以前に修業を開始した者 141,000円×支給延月数 イ 平成20年度以後に修業を開始した者 (ア) 市町村民税非課税世帯に属する者 141,000円×支給延月数 (イ) 市町村民税課税世帯に属する者 70,500円×支給延月数 (2) 入学支援修了一時金(令第30条の2に基づく高等職業訓練修了支援給付金) ア 市町村民税非課税世帯に属する者 50,000円×支給件数 イ ア以外の者 25,000円×支給件数	母子自立支援プログラム策定等事業	10/10
次により算出した額の合計額	母子自立支援プログラム策定事業 1 プログラム当たり 20,000円 2 就職準備支援コース事業 1人1か月当たり 30,000円(3か月を上限)	母子自立支援プログラム策定等事業 に必要な報酬、旅費、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、共済費	10/10

別紙様式第1～第5 略

別紙様式第1～第5 略

(案)

雇児発 第 号
平成23年 月 日都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設に
おける特別生活指導費）の交付の取扱いについて

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下、「交付要綱」という。）は、本日付で別途厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、今回、母子生活支援施設における特別生活指導費について下記のとおり定め、平成23年4月分の支弁から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

記

○対象施設等

特に保護・指導が必要な母子を支援する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末実までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。

- (1) 当該施設において、「児童福祉最低基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 次のように特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所し、その母子に対し必

要な支援を実施する施設であること。

①心身に障害等を有する母又は子

②種々複雑な生活課題を抱える母子

(例)

- ・日常生活における基本的な生活習慣や人間関係構築等ができない母親
- ・金銭管理が十分にできない母親
- ・勤労意欲に欠ける母親
- ・児童の養育・家事能力が不十分な母親
- ・精神的に不安定な母又は子

- (3) 夫等からの暴力を受けた母や外国籍の母子については、それだけを理由に対象となるものではなく、上記(2)の母子に該当し、必要な支援を実施する場合に対象となること。
- (4) 母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子生活指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (5) 指定を受けた施設であっても、年度途中の実績が上記(2)を下回っており、かつ、下回っていることについて、やむを得ないと認められる事由がない場合は、当該指定を取り消すこと。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用施設指定状況について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況

所管母子生活 支援施設	特別生活指導費加算分保護単価 適用申請施設数（注1）	
	うち指定施設数（注2）	

（注1） 都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2） 都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定
施設一覧 ……別紙

別紙

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分保護単価適用施設一覧

(都道府県・指定都市・中核市名：)

番号	指定施設名	経営主体	特別生活指導費加算分 保護単価適用年月日

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市 民生主管部（局）長
中核市

平成 年度母子生活支援施設における特別生活指導費加算分
保護単価適用施設指定状況について

標記について、平成 年 月 日雇児発 第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
に基づき報告する。

1. 平成 年度特別生活指導費加算分保護単価適用施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書……別紙

母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用報告書

1. 指定する施設の状況

施設名	設置主体	経営主体	(暫定定員) 定員	暫設定員 設定日	適 用 日	職 員 の 状 況					計	
						施設長	母子 指導員	保育士	少年指導 員兼事務 員	調理員等		嘱託医
			()	平成 年 月 日	平成 年 月 日		()	()	()	()	()	()
				定 現 員								

2. 対象となる母子指導員

氏 名	年 齢	最 終 学 歴	当該母子指導員に係る 職種についての資格等	採 用 年 月 日	備 考
	歳	年 月 卒		平成 年 月 日	

3. 指定する施設の入所の状況

(1) 在所期間別入所世帯数

総 数	1 年 未 満	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年 以 上
世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯

(2) 就学別入所児童数

総 数	就 学 前	小 学 校 低 学 年 (1~3年)	小 学 校 高 学 年 (4~6年)	中 学 校	中 学 卒
人	人	人	人	人	人

(3) 特に保護・支援が必要な入所者の状況

区 分	在 所 人 員	特に保護・支援が必要な入所者数			備 考
		計	心身に障害等を有する入所者数	その他特に指導を 必要とする入所者	
母	人	人	人	人	
	人	人	人	人	
児 童	人	人	人	人	
	人	人	人	人	

(注) 1. 本報告書は、適用品における状況を記入すること。

2. 指定する施設の状況の「職員の状況」の欄のうち()内には、兼務職員数を記入すること。

3. 対象となる母子指導員の「当該母子指導員に係る職種」については、具体的にその資格等について記入すること。

4. 「その他特に指導を必要とする入所者」欄には、種々複雑な生活課題を抱える母子世帯で例えば、日常生活における基本的な生活習慣や人間関係構築等ができていない母親、金銭管理が十分にできない母親、勤労意欲に欠ける母親、児童の養育・家事能力が不十分な母親、精神的に不安定な母又は子などを記入すること。

「備考」欄には、特に保護・支援が必要な入所者の状況について記入すること。